

朝霞市給食栄養管理システム導入業務 仕様書

令和7年7月
朝霞市教育委員会

第1 調達案件の概要に関する事項

1 調達件名

朝霞市給食栄養管理システム導入業務委託(以下、「本業務」という。)

2 調達の背景と目的

現在、朝霞市では学校給食センター方式(2センター)及び単独調理校方式(3調理校)を設置し、各施設に配置された栄養教諭・学校栄養職員(以下「栄養士等」という。)が、独自に献立を作成し、小・中学校合わせて15校約12,000人の児童・生徒に対して安全で安心な学校給食を提供している。

本市の学校給食事業において、朝霞市給食栄養管理システム(以下「新システム」という。)は、平成27年より学校給食センター、単独調理校及び学校給食課に設置している端末又はサーバにインストールし、L/GWANネットワークにより各拠点と接続し、ネットワーク上のファイルサーバで価格・成分表等のデータのやり取りを行っている。

現行システムは、平成27年から単独調理校、学校給食センター及び学校給食課に設置している端末又はサーバにインストールし、教育情報ネットワークにより各拠点と接続し、ネットワーク上のファイルサーバで価格・成分表等のデータのやり取りを行っている。令和7年10月にOSサポート期限の終了が予定されているが、バージョンアップに対応した現行システム製品の提供がなく、新たに構築する必要があることから、現行システムと同等の機能を有し、今後も安定した給食業務を継続できる新たなシステムを導入するものである。

また、現行システムは機器更新の都度更新後の端末・サーバへの再インストール作業が必要となるなどの課題を解消させるため、新システムでは、クラウド対応のWEBアプリケーションの献立システムに再構築することにより、業務の効率化や正確性を高め安全安心な給食提供を行うことを目的とする。

3 新システムの基本方針

前述の目的を踏まえ、以下に示す基本方針に基づき新システムを構築する。

(1) パッケージ標準機能の利用を前提としたシステム構築

給食栄養管理システムをパッケージ製品の利用により、構築することを前提とする。

システムの構築に際しては、安全な構築と安定した運用を実現し、今後のバージョンアップ等に柔軟に対応できるよう、本市独自の要求に合わせたカスタマイズは最小限に留め、必要な機能を当初から有していることを前提に、パッケージの標準機能を利用した運用を目指す。

なお、パッケージの標準機能での効率的な運用を前提とすることから、全国と同規模自治体で導入実績のあるパッケージを選定することが望ましい。

(2) システムの開発から保守までのトータルコスト削減

新システムに係る費用対効果については、新システムの構築及び運用保守、改修の経費等から総合的に判断する。中でも、標準パッケージの適用により構築から運用までのトータルコスト縮小及び、給食栄養管理に係る職員負荷の軽減が可能であることを重視する。

4 新システムの概要

(1) 対象システムの概要

本業務の受注者(以下、「受注者」という。)は、以下要件を基に現時点で想定する新システムの全体構成及びソフトウェア構成を提案すること。

ア ハードウェア要件

新システムが動作する上で必要となるハードウェア(サーバ機器、ネットワーク接続用機器、その他必要な機器)については、本調達範囲内に含むものとする。

イ ソフトウェア要件

サーバやミドルウェア等、新システムを動作する上で必要となるソフトウェアライセンス及び付随して必要となるライセンスは、本調達範囲内に含むものとする。DBMSを含むミドルウェア及びパッケージソフトウェアは、運用保守期間を通じて当該ソフトウェアの開発会社によるサポートが有効な製品を選定すること。

ウ クライアント端末要件

新システムにて使用するクライアント端末は別途以下「クライアント端末の仕様」にて本市が調達するものとして、本調達範囲外とする。ただし、運用保守用のクライアント端末が別途必要な場合は、必要な端末数を本調達範囲内で手配すること。

なお、クライアント端末の仕様については以下に示す。

No	項目	クライアント端末の仕様
1	オペレーティングシステム(以下、OS)	Windows 11 Pro
2	インターネットブラウザ	Microsoft Edge
3	ウィルス対策ソフト	トレンドマイクロ ApexOne
4	オフィスソフト	just office
5	PDF リーダー	Adobe Acrobat Reader

エ ネットワーク要件

提案するシステムは、LGWAN 回線による LGWAN-ASP 方式を前提とすること。

(2) 業務概要

ア 対象業務システム

新システムにおいて想定する主な対象業務システムは、以下のとおりである。

対象業務システム	取り扱う業務	
学校給食 栄養管理	献立作成	ア 食品、料理管理
		イ 献立作成、栄養価計算
		ウ 食物アレルギー献立作成
		エ 献立表出力
		オ 調理用資料出力
		カ 食数管理
		キ 集計書類出力、報告書等出力
	材料費計算	ア 材料費計算
		イ 予想収支計算
	見積・発注	ア 納入業者管理、単価管理
		イ 食材の集計、見積書、仕様書、発注書、契約書、検収簿等の作成、出力
		ウ 見積データ取り込み

イ 利用規模

新システムの使用場所、利用者数は以下のとおりである。

No	施設名	所在地	学校数(食数) 予定	データベ ース	端 末 (ライ センス)数
1	溝沼学校給食センター	朝霞市大字溝沼1029番地8	小学校1校・中学校5校 (約 4,400 食)	1	4
2	浜崎学校給食センター	朝霞市浜崎4丁目13番63号	小学校6校 (約 4,700 食)	1	2
3	朝霞市立第四小学校	朝霞市幸町1丁目6番9号	小学校1校 (約 640 食)	1	1
4	朝霞市立第五小学校	朝霞市泉水3丁目16番1号	小学校1校 (約 1,000 食)	1	1
5	朝霞市立第八小学校	朝霞市栄町5丁目1番41号	小学校1校 (約 1,200 食)	1	1
		合計	小学校10 校・中学校5校 (約 12,000 食)	5	9

(3) 実施時期

ア 契約期間

契約期間は、以下のとおりとする。

・システム構築期間 契約締結日から令和7年9月末日まで

- ・システム運用期間 令和7年10月1日から令和12年9月末日まで
ただし、5年以上の継続した運用が可能となる提案を行うこと。

イ 作業スケジュール

システムの構築スケジュールは、令和7年10月1日の運用開始を想定した構築とするが、令和7年9月中旬から9月末までは、システムの動作確認及び職員の習熟度の向上を目的として、システムを使用する全職員が本番稼働後と同等に操作できることとすることとし、その間の運用保守作業は本稼働同様に実施すること。また構築する新システムは運用期間終了までの使用を保証、保守すること。

(4) 自由提案

本提案以外に本市の実情を踏まえた上で「2 調達の背景と目的」に特に資する提案がある場合は、具体的な提案内容を示すこと。また、当該提案に関して費用が発生する場合は見積書に具体的に内訳を記載すること。なお、自由提案に係る費用は本提案外の参考価格としての提示となるが、本提案及び自由提案の費用合計は提案上限額以内とすること。(例：給食栄養管理システムの活用による業務効率化や職員負担軽減の提案など)

第2 作業の実施に内容に関する事項

1 作業内容

クラウドサービス上にシステムを構築し、ソフトウェアの導入、プログラム開発、動作環境構築、運用支援、運用保守等により、朝霞市学校給食に最適な学校給食管理システムの導入を行う。

また、現行システムの EIBUN Web 学校版 Ver1 からのデータ移行を実施し、給食業務に滞りが発生しないスケジュールでの導入を行う。

受注者は、朝霞市(以下「発注者」という。)が、朝霞市給食栄養管理システム導入業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に示す機能等を備えた給食栄養管理システム及び当該システムが正常に稼働するために必要なソフトウェアの全てを納入するものとする。

これらの設計、開発、調整、試験、研修等のシステム運用に必要な役務及び稼働に必要な物品等は、仕様書に特記なき限り全て含み、受注者の負担と責任において実施及び納入するものとする。

(1) 受注者が実施すべきは、以下のとおりとする。

ア 要件定義

イ システム・カスタマイズ設計(機能・帳票)

ウ システム・カスタマイズ開発

エ システム構築・導入

オ 調整及びテスト

テストは、単体テスト、組合せテスト、総合テストを実施しシステムの正常稼働を保証すること。

カ 運用テスト支援

受注者から納品されたシステムが、要求された機能・性能等を備えているかを確認するため、発注者が受け入れテストを実施する際、受注者は当該テストの実施に必要な支援を行うこと。

キ データセットアップ

現行システムにより抽出した食品・料理・献立・業者等のデータを移行する。

受注者は発注者が必要とするデータをシステムにセットアップした状態で納品すること。

必要とするデータは、現行システムで使用している内容を基本として、現行システムに登録されている件数を目安として次表に示す。(ただし、現システム料理マスタで使用している食品マスタ件数とし、「日本食品標準成分表」記載の食品数は除いている。)

元データは現行システムより抽出したものとし、項目の定義確認及び最終的にセットアップするデータ移行の範囲については、発注者と協議の上決定すること。

なお、セットアップに当り現行システムの画面確認を可とする。発注者に連絡の上、給食センターの業務に支障のない日時で実施すること

No	データ名	件数
1	食品	約 4,000 件
2	料理	約12,800 件
3	献立	5調理場×7年分

4	業者	約 60 件
5	学校情報	約 30 件

ク 操作研修・マニュアル作成

受注者は、システムの利用者向けマニュアル(カスタマイズを含む)を作成すること。

また、受注者は、利用者等に対する操作研修を開催すること。講習の時期及び内容は、発注者と協議の上決定し、受注者は、研修に必要な準備を行うこと。

ケ 打合せ会議の開催

受注者は、担当職員や利用者等との打合せ会議を開催し、各業務に関する打合せ、進捗報告等を行うこと。

(2) 運用保守にかかる作業内容

受注者は、システムの安定的な稼働を可能とするために、新システムを構成するアプリケーションやインフラ環境等を適切に管理するための運用環境を整備すること。運用中にシステムに障害が発生した場合でも、迅速かつ正確なシステム復旧を可能とすること。

また、本業務で開発したアプリケーション及び構築したシステム環境等(機器及びアプリケーション稼働に必要な OS やミドルウェア等)を保守し、システムの安定的な稼働が可能となるよう、保守作業を実施すること。

受注者は、以下の要件を踏まえた上で、運用保守業務に対する考え方や体制、スケジュール、運用保守対象等を記載した運用保守計画書を作成し、本市の承認を得ること。

ア 運用保守対象

新システムの運用保守対象は、本業務で構築するシステム環境、アプリケーション及び新システムが取り扱うデータを対象とする。本市のイントラネットに係るネットワーク機器や回線、クライアント端末等は保守範囲としないが、受注者が用意するネットワーク機器や回線等は、受注者の保守範囲とする。

また、稼働後において発生するマスタ変更や追加等の軽微な作業については、保守業務の範囲とし、業者側での実施を前提とする。ただし、市側で実施が可能な仕組みである場合は、その作業手順を市側に提供し市が実施できると判断できた場合は、その限りではない。

また、システムの稼働に必要なバージョンアップ、データベースの整理等を実施すること。ただし、システムの大規模な改修を必要とする制度改正等があった場合は、発注者と受注者双方協議の上保守の範囲内外を決定する。

なお、本稼働前の運用保守は本稼働後と同様に実施するとともに、仮運用期間における使用者の作業をサポートすること。

イ システム運用時間

新システムの運用時間は、原則 365 日 8:00～22:00 とする。機能強化及び機能変更を行う場合、その内容を担当へ通知し、システムを計画停止する場合は、閉庁日や業務時間外等、通常業務への影響を最小限とした計画とすること。詳細は本市と協議の上で決定する。

また、すべての機能において、業務繁忙期は本市の要望に応じて、土、日、祝日を含めて運用時間の延長を行えること。

なお、上記のシステム運用時間帯において、新システムの運用監視等を目的とした有人による監視は必須としないが、障害等が発生した際に速やかに検知し、回復に向けた対応が実施できるよう、監視環境及び運用保守手順等の整備を行うこと。(ただし、年末年始は除く。)

ウ 障害対応

受注者は、障害(直接運用に影響しない一部のハードウェア部品等の故障も含む)発生時に、速やかに障害を検知し、回復に向けた必要な対応が取れるよう、監視環境及び運用保守手順等を整備すること。

障害対応の実施に当たっては、障害原因の特定及び暫定対応等を行い、復旧時間の見通しを示すこと。障害原因を分析し、経緯、作業実施内容、再発防止策等を報告書として市に提出すること。

また、障害報告や報告に先立つ障害の切り分け等について、運用保守計画時にその流れと手順を整理すること。

なお、災害発生時に迅速にシステムを復旧し業務が継続できるように、システムバックアップの取得及びそれらを用いたシステムの復旧手順等を用意すること。

エ 問合せ対応

新システムの運用に際しては、以下に示す時間帯で電話又はメールでの問合せに対応できる体制を整えること。

なお、運用サービス提供時間外に要請された障害対応連絡に対しても、本市と受注者の両者が重要度・緊急度が高いと判断した場合には、速やかに対応すること。

No	項目	内容
1	電話での問合せ	平日 9:00～17:15 ※運用に支障をきたしている障害については、問合せ対応の時間帯以外においても連絡が取れる体制を整えること。
2	メールでの問合せ	24 時間 365 日 ※営業時間外の受付は、翌営業日以降の対応で可とする。

オ 稼働監視

受注者は監視作業を実施する上で必要となる、監視基準や監視手順、想定される問題とそれに対する対処方法について運用計画時に整理すること。その際、障害やウイルス感染の検知等のインシデント検知方法と報告手順、監視体制とエスカレーション手順・方法についても示すこと。

なお、監視作業の条件・制約等は、次のとおりとする。

- ・新システムで定期的に実施されるバックアップ等の処理について、実行の成否や動作異常を監視できること。
- ・セキュリティが保たれているか、不正なアクセスがないか等、セキュリティに関する監視を行えること。

カ データ管理

受注者は、以下に示す要件を踏まえ、データのバックアップに対する考え方と最適なバックアップ方法を提案し、必要なバックアップ・リストア環境及び運用手順等を整備すること。また、新システムが記録する各種ログのバックアップ方法についても、併せて提案すること。

- ・バックアップは新システムによって管理されている全データを対象とする。
- ・データバックアップとは別に、ネットワーク機器の構成ファイルやミドルウェアの設定、サーバのイメージ等のシステムバックアップを、必要に応じて取得すること。業務運用への影響からシステムバックアップの取得が困難な場合は、本市とあらかじめ協議の上、承認を得た上で変更作業を行うこと。なお、パッケージ システム等の場合は、協議により不要とすることができる。
- ・データバックアップは可能な限り自動化すること。
- ・必要に応じて、取得したバックアップよりリストアが可能であること。

キ サービスレベル

本作業にて導入するサービスレベルアグリーメント(以下「SLA」という。)は、以下の要件を想定している。具体的なSLAは優先交渉権者の選定後、提案内容を踏まえて発注者と綿密に協議の上、定めるものとする。

なお、受注者が発注者に提供するサービスは、「別添1 サービスレベルアグリーメント(SLA)(案)」を基準とするサービスを提供するものとする。

また、受注者は、テスト運用期間の稼働状況を鑑みた上で、システム運用開始までに、「別添1 サービスレベルアグリーメント(SLA)(案)」を基準とする最終のSLAを発注者に示し、発注者の承諾を得るものとする。

2 ネットワーク環境

(1) 提供環境

ア 情報システムの構成に関する全体の方針

以下条件を満たした上で、新システムをサービス提供すること。

- ・新システムは、地方公共団体情報システム機構が管理する総合行政ネットワーク(Local Government Wide AreaNetwork)(以下「LGWAN」という。)の LGWAN-ASP サービスからの提供を前提とする。
- ・提供する ASP サービスは、LGWAN-ASP サービスのアプリケーション及びコンテンツサービスとして本業務の提案日時点で登録されていること。
- ・LGWAN-ASP サービスに必要な環境の構築、登録手続き、サービス料等については、サービス提供者の負担とする。
- ・新システムの利用にあたっては、特定のクライアント端末及び新たなソフトウェアの導入を必要とせず、本市が利用している既存のクライアント端末で利用できる標準的なソフトウェア(Microsoft Edge、

Acrobat Reader、Microsoft Office 等)を利用した Web アプリケーションシステムとする。

・サービス提供者が選定するデータセンターとサービス提供者の保守拠点が異なる場合の接続環境については、総合行政ネットワーク ASP ガイドライン(第 8.0 版)、総合行政ネットワーク ASP 接続技術仕様書及び総合行政ネットワーク ASP 接続手引書に基づいていること。

イ データセンター要件

サービス提供する物理機器は以下の要件を満たすデータセンターに設置すること。

- ・データセンターは、日本国内のデータセンターであること。
- ・ティア3相当以上に対応可能なデータセンターであること。
- ・停電対策として UPS が冗長構成(N+1 構成)となっていること。
- ・データセンターは外部からの侵入に対し、検知できる仕組みがあること。
- ・データセンター内の入退出を電子的に管理しており、入退出に関するログ及び映像管理が実施されていること。
- ・データセンターへの入退室は、IC カード若しくは、静脈認証による管理を行っていること。
- ・空調は 24 時間 365 日の連続運転が可能なこと。

ウ ネットワーク要件

- ・LWAN-ASP サービスが接続する LGWAN と本市ネットワークとの接続については、既存の LGWAN 接続環境(回線帯域 10Mbps)を利用する。
- ・クライアント端末とサーバ間の通信は原則として HTTP プロトコルのみとすること。
- ・サービス利用に際し、庁内ネットワーク機器の設定変更が必要となった場合は、原則本市作業とするが、接続に関するデータセンター、ネットワーク等の設定内容についての問い合わせ対応に応じること。

3 システム要件

3-1 LGWAN ASP環境の端末から使用できるWEBブラウザアプリを利用したWEBアプリケーションであること。

(1) 機能要件

新システムに求める機能要件は、「プロポーザル実施要領 様式7 機能調査票・帳票一覧票」に要件として示す項目とする。

3-2 基本要件

- (1) システムは、安定稼働、信頼性及び費用対効果を目的として、地方公共団体で導入実績を有し、かつ、安定稼働の実績を有するパッケージシステムとし、発注者の要求事項に適合させること。
- (2) 同時に複数端末からシステムを利用する場合でも、良好な処理速度を確保すること。システムは、土日祝日も利用可能とすること。利用可能時間帯については、バックアップ処理等を考慮した上で、最大限利用ができるようにすること。
- (3) システムの本番環境に加え、試験的処理のためのテスト環境を構築すること。なおテスト環境のデータベースについては、可能な限り最新の本番環境データベースによる上書き更新が可能であること。

3-3 拡張性要件

- (1) OSを含むシステム関連ソフトウェアのバージョンアップ及びシステム用端末の更新にも容易に対応できること。
- (2) 文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告『日本食品標準成分表』が改訂又は文部科学省告示学校給食摂取基準その他の関連法令等が改正された場合に、プログラム修正を容易に行うことができること。
- (3) ユーザーの追加・変更・削除や利用権限設定が行えること。また、人事異動時などにおける設定変更が容易に行えること。

4 事業管理要件

4-1 管理体制

- (1) 受注者は、業務委託の実施に当り事業計画を策定すること。
- (2) 受注者は、業務委託の管理責任者を定めること。また、設計・開発業務、試験業務、データセットアップ業務、機器調達業務及び研修業務の各業務において、必要な能力及び過去に同等の業務経験を有する責

- 任者を配置すること。各責任者は、原則として、納入まで同一人とする。責任者の兼任は、可とする。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに事業計画書を提出し、各責任者を発注者へ通知すること。

4-2 セキュリティ要件

障害が発生した場合は、業務への支障を最小限にとどめ、速やかに業務を再開できるよう緊急時の保守体制を備えていること。対応時間は、原則として8時から16時45分とするが繁忙期の時間外対応等について発注者と協議し、緊急時の連絡先を用意しておくものとする。

障害発生時には、障害原因の特定及び暫定対応等を行い、復旧時間の見通しを示すこと。また、障害原因を分析し、経緯、作業実施内容、再発防止策等を報告書として発注者に提出すること。

機能強化及び機能変更を行う場合、その内容を各学校給食センター及び担当課へ通知すること。

- (1) システム利用時は、ユーザー認証を行う仕組みとすること。
- (2) バックアップ及び復元の機能を整備すること。システムのバックアップについては、停電等の障害発生時に復旧できるように必要に応じて別媒体等に取得するとともに、毎日定期的にスケジュールして自動バックアップを行うこと。
- (3) 誤操作を行った場合に重要なデータが消去されてしまうことのないよう、必要な措置を講じること。
- (4) システムに障害が起きた場合も業務が継続できるよう、障害対策を考慮したシステム構成とすること。

5 成果物の納品

(1) 納入成果物

業務委託の業務における納入成果物は、以下のとおりとする。受注者は、仕様書に示す稼働期間中は、納入成果物の複製を保管すること。なお、発注者の要請により資料の提出を求めることがある。

事業計画書は契約締結後、その他の成果品については、スケジュールの調整に従い、必要となるものを順次収めること。

【納入する成果品】

- ①事業計画書
- ②各責任者届
- ③進捗報告書
- ④カスタマイズ設計書、報告書
- ⑤データ移行設計書、報告書
- ⑥機能要件一覧表
- ⑦テスト結果報告書
- ⑧利用者向けマニュアル(カスタマイズを含む)

(2) 納品形態及び部数

紙媒体により各4部提供すること。A4サイズを基本とし、ページ数の多い資料は、A4ファイル等に綴じて納入すること。

6 その他

システムをインストール後、接続・調整を行い、動作確認後に引渡すこと。

システム導入前後に操作研修を実施すること。

操作説明書は日本語で提供すること。

納入場所及び検査場所は発注者指定の場所とする。

仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方協議の上決定するものとする。

別添1「サービスレベルアグリーメント(SLA)(案)」

分類	サービス概要	サービス詳細
サービスレベル保証値	サービス提供時間	サービスの提供時間は原則365日 8:00～22:00 とする。ただしメンテナンス等計画停止に伴うサービスの停止は除くものとする。
	サービス稼働率	本サービスの稼働率は月間99%以上とする。 なお、稼働率とは「サービス提供時間から次号のいずれかに定める状態(以下、総称して「障害」という)により提供できなくなった時間を除いた時間の割合」とする。 (1)利用中のサーバに電源が入らない状態 (2)利用中のサーバに全くアクセスできない状態 (3)利用中のサーバに接続されているディスクに全くアクセスできない状態 (4)そのほかアプリケーションサービス基盤(ファシリティサービスおよびホスティングサービス)の障害等により本サービスの提供ができない状態
	サービス稼働率に関する免責事項	サービス稼働率に定める要件を満たす場合であっても、以下の各号のいずれかに定める事由により生じた場合は、障害の対象外とする。 (1)計画停止に伴うサービスの中断(24 時間以内) (2)本サービスの保守を緊急に行う場合 (3)ドライバー、又はOS上の不具合による場合 (4)発注者のシステム環境の不具合又は DNS サーバの不具合によるドメインの停止など、本サービスに用いる受注者の設備以外の不具合による場合 (5)第三者からの攻撃、妨害による場合 (6)天災、戦争、動乱、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合 (7)そのほか運用上あるいは技術上の理由により受注者が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合(緊急性に依拠して発注者が承認した場合に限る。)
	サービス品質保証報告書	サービス稼働率の遵守状況を毎月、サービスレベル報告書において報告することとする。
サービスメンテナンス	定期メンテナンス	定期メンテナンス日の変更、中止を行う場合は定期メンテナンス実施の2週間前までに発注者へ変更又は中止の旨を通知し了承を得るものとする。
	緊急メンテナンス	サービス停止を伴う緊急メンテナンスの場合は原則午後6時30分以降に行うが、必要に応じて直前の通知により実施する。
サポート窓口	対応範囲	システムの操作方法など、発注者からの問い合わせの窓口
	問い合わせ先(一次受付窓口)	電話受付時間:平日9時00分～17時15分 電子メール:24時間365日 ただし、別途定める休業日および年末年始を除く。
	営業時間外の対応	電子メールによる問い合わせなど営業時間外の問い合わせの場合、翌営業日以後速やかに対応を実施する。
	返答時間	初回の電話で回答できなかった場合の電話、メール等による返答時間は1時間以内を目安とし最長で翌営業日以内に行う。ただし、問い合わせの内容により事前に発注者より遅延の了解を得た場合は除くものとする。

サービス品質	動作速度	実効10Mbps 以上のLGWAN回線において、オンライン応答時間は5秒以内とする。ただし、初期立ち上げ時は10秒以内とする。
障害対策	障害監視	本サービスの提供環境(CPU、メモリ、ハードディスク、ネットワークなど)に対して、死活監視(監視間隔は5分以内)、リソース監視、プロセス監視等本サービスの継続性を確保するための監視を常時行う。
	障害通知時間 (一次報告期間)	サポート窓口の電話受付時間内に障害により本サービスが提供できなくなった場合、1時間以内、最長3時間以内に発注者へ通知を行う。また、サポート窓口の電話受付時間外に障害により本サービスが提供できなくなった場合には、翌営業日の電話受付開始時間から2時間以内に発注者へ通知を行う。
	障害通知時間 (経過報告期間)	障害対応の経過報告は一次報告の通知後、2時間以内に発注者へ通知を行う。
	復旧時間	障害発生時、障害発生から本サービスの復旧は平均12時間以内に復旧を行う。ただし、障害の内容により事前に発注者より遅延の了解を得た場合は除くものとする。
対策 バックアップ	バックアップ	障害に備えて、外部記憶媒体にデータベースのバックアップを日次で行い、3世代前までのバックアップを保存する。バックアップのスケジュール及び範囲の詳細については発注者と協議の上実施内容を決定する。
	データ復旧	障害でデータ復旧が必要となった場合、データの復旧時間は平均24時間以内とし最大で3営業日以内に復旧を行う。ただし、復旧するデータの容量、内容により事前に発注者に遅延の了解を得た場合は除くものとする。
対策 セキュリティ	ウイルス対策	コンピュータウイルス対策ソフトが導入され、パターンファイルはベンダーより配信後、1時間以内に適用を行い最長で24時間以内に最新の状態を保ち、定期的なスキャンとあわせてウイルス対策を実施することとする。
	セキュリティパッチ対策	OS、ミドルウェア、アプリケーション等のソフトウェアの脆弱性が発見され、開発元から対策が提供されたとき、7日以内に適用の要否の判断を行い、協議の上対策が必要であると判断された場合には、検証後速やかに当該対策を実施することとする。
変更及び終了 サービスの	変更告知	本サービスの変更を実施する場合は3か月前までに告知し、変更の1か月前までにテスト・検証の環境を用意し発注者に検証期間を提供することとする。
	終了告知	本サービスを終了する場合は12か月前までに告知することとする。
特約事項	サービス品質保証の見直し	本サービスのサービス品質保証は必要に応じて毎年度末に協議により見直しを行うこととする。
	サービス品質保証の未達時の対応	本サービスのサービス品質保証の達成状況が未達成の場合、未達事項の状況、原因等をサービスレベル報告書にとりまとめ、その改善の可能性及びその方法等を総合的に勘案し、システム及び人員による可能な範囲にて、受注者の所定の改善努力を行う。改善策の決定後速やかに改善計画書を作成・提出し、改善計画書に基づく改善方策の実施、実施結果の報告を行うこととする。

朝霞市給食栄養管理システム導入業務内訳書

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
1 サーバライセンス	1	式			
2 クライアントライセンス	9	cal			
溝沼学校給食センター4、浜崎学校給食センター2、					
第四小学校1、第五小学校1、第八小学校1、					
3 データセットアップ(データ移行)	5	施設分			
(料理・食品・献立・食数及び食品に付随するマスタ)					
対象:現行の㈱コーエイコンピューターシステムEIBUNシステムにより					
出力された料理・食品データを対象とする。					
5 設計書作成	1	式			
6 システム導入基本作業(インストール及び設定)	1	式			
7 帳票カスタマイズ(市専用ユーザ権限設定)	1	式			
8 帳票カスタマイズ(引継ぎ及び調整)	1	式			
9 合同操作講習費用(2時間程度)	1	回			
10 クラウド使用料	6	か月			
11 電算システム保守点検委託料	6	か月			
小 計					
消費税					
合 計					